

## 第5期 雲南市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 平成27年2月24日(火) 13:30~15:05

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター 多目的ホール

### 3. 出席委員(37名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄
17番 柳原昌広	18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明
37番 加藤一郎			

### 4. 欠席委員(0名)

遅刻届出委員(1名) 28番 川上蘆求

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文  
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第51号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第52号 農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について
- ・議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第54号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は36名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、15番青木征温委員、16番内部武雄委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について</li> <li>・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について</li> <li>・合意解約届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>事務局から書報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
10番	<p>参考にお尋ねします。会議報告の1番全国農業新聞購読に係る農業会議所来庁についてです。推進ですか増部ですか。</p>
会 長	<p>当日対応しましたのでご報告申し上げます。一部でも多くとっていただきたいのですが、これを拡大することは難しいと思います。資料にもありますように、雲南市は県内でも多く購読している方であります。そのような状況から新しく入られた方、まだ購読しておられない委員を対象に当面はやって行こうと思っています。そのようなことを農業会議所に話したところです。</p>
15番	<p>農業共済の委員をやりますと、強制的に手当から差し引かれ新聞を購読することとなります。農業委員は当然とるべきだと思います。そのような方向を取られた方がいいと思います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	理解を得るように努力します。よろしくお願ひします。
議 長	<p>その他質問はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	以上で質疑を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第51号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題とします。</p>
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第51号農地法第2条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>10ページをご覧ください。申請が6件ありますが、全て、農事組合法人ミライエが設立された地域の農地です。本法人が農業生産法人として要件を満たすかどうかについては後ほどの議題で審議いただくこととなっております。また、1月総会では農地中間管理機構への利用権の設定について承認を頂いたところですが本農地の受け手として計画を立てておられます。農地中間管理機構を通じて農地を集積されるにあたって出し手に対する交付金がありますが全ての農地について耕作なり管理されている必要があり、非農地判断ができる箇所について非農地判断を申請されたものです。全ての申請案件につきまして平成27年2月9日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、△△委員、□□委員です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、外1筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地が1筆、登記簿田・現況荒廃農地が1筆、面積は合計で3,723㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況荒廃農地、面積は2,134㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況荒廃農地、面積は463㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は828㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、他5筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>5筆、登記簿田・現況荒廃農地が1筆、面積は合計で2,107㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、外1筆、地目は登記簿田、現況荒廃農地、面積は合計で3,933㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
1 4 番	<p>全て農用地区域です。これまで放置しておいて、農地中間管理機構へ預ける事態があつて動き出すということは、農地の管理の仕方として奇異に感じました。従つて、農用地区域の見直しを早急にすべきだと思います。運営委員会でぜひ協議いただきたいと思ひます。</p>
会 長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。おっしゃるとおりです。今年度の建議書にもそのことを申し述べておひまして、執行部の方でも検討いただひておひます。運営委員会のみならず、それぞれの委員会で議題にして今後の取り組みを考えていかなければならないと思ひています。荒れている所は農地から外していき、守つていく農地はきつちと守つていくという方向性を持つてやること肝要と理解しておひます。今後、そういった方面で進めてまいりたいと思ひますので、ご了承をおひします。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第5 1号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第5 1号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第5 2号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>農林振興課担い手支援グループの小林です。</p> <p>私の方から、「議第5 2号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」説明させていただきます。議案書1 3ページから資料を添付しております。ご覧ください。</p> <p>今般、大東町内の2集落において農事組合法人が設立され、今後の利用権設定等におきます認可に必要となるため、農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定を農業委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>今般設立された法人ですが、まず、上久野地区長谷集落の農事組合法人清流の里ながたにでございます。</p> <p>先月1月9日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところです。元々、農作業受託型の集落営農組織として活動されておりましたが、農業生産の共同化と効率的な生産コストの低減などを図り、組合員の共同利益の増進と集落の農地維持を目的に法人化されております。法人の内容でございますが、資料1 4ページからご覧ください。事業目論見書を添付しておりますが、組合員1 2名、このうち理事3名と監事2名の役員体制であります。組合員名簿及び組織図を1 6ページに添付しております。会員名簿の1番目の□□さんが代表理事であります。</p> <p>1 8ページから経営計画を添付しておりますが、当面利用権設定を予定される農地については、酒米を中心に作付を予定され、今後5ケ年間をかけた集積を増やしていく計画となっております。全体で作業受託も含めて1 9 h aでの経営計画となっております。2 2ページに別紙として農業生産法人の要件にかかる事項を添付しております。最後に2 3ページに登記事項証明の写しを添付しております。法人の登記は1月1 5日でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>次に、2つ目でございますが、春殖地区針江自治会にて、農事組合法人ミライエが設立されました。</p> <p>先月1月22日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところです。</p> <p>当該自治会では、これまで営農組織が存在せず、個々の農家さんが水稲を中心とした経営を行っておられましたが、今後の集落における農地の維持や集落の活性化を目指すため、昨年から精力的な話し合いを進められ法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、25ページからご覧ください。</p> <p>事業目論見書を添付しておりますが、組合員13名、このうち理事5名と監事2名の役員体制であります。組合員名簿及び役員名簿を27ページから添付しております。役員名簿の1番目の□□さんが代表理事であります。</p> <p>事業内容につきましては、30ページからの事業計画書をご覧ください。現在集落にあります農地約5haを中心に集積を予定されております。集積規模が比較的少ないこともあり、将来的には近隣集落の作業受託も視野に入れ経営を考えておられます。37ページに別紙として農業生産法人の要件にかかる事項を添付しております。最後の38ページに登記事項証明の写しを添付しております。法人の登記は1月28日でございます。</p> <p>法人の説明は以上です。</p> <p>次に、お諮りする農業生産法人の認可について説明しますが、要件が4つございます。</p> <p>1点目は、法人形態要件、2点目に、主たる事業が農業と関連するものとする事業要件、3点目に構成員要件でありまして、農業の常時従事者、農地の権利提供者又は当該農事組合法人から作業受託等の役務の提供を受ける者となります。最後4点目が、業務執行役員要件となり、理事の過半が年間150日又は60日の農業又は農作業に従事しなければならないというものでございます。</p> <p>今般、設立されました2法人につきましては、いずれの要件も満たしていると判断し、資格を有するものして認可をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今農林振興課から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第5 2号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第5 2号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第5 3号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書40ページをご覧ください。「議第5 3号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計90㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り350,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、1件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしく願いいたします</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第53号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第53号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第54号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書42ページをご覧ください。「議第54号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,193㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で、駐車区画25台分を整備されます。転用の理由は、自治会及び付近の保育園の要望により駐車場として利用するということです。農用地区域外で、確認は1,000㎡を超えるため〇〇委員、△△委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆、畑が1筆で、申請面積は合計1,022㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル305枚、525㎡を設置されます。転用理由は、「太陽光発電パネルを設置して再生可能エネルギーを活用したい」とのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承がでており、確認は1,000㎡を超えるため、〇〇委員、△△委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.91㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「既存の墓地は山中にあり、維持管理が困難なため、自宅近くに新設して管理したい」とのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
27番	<p>申請番号2番についてです。事務局から説明のあった通りです。1,000 m<sup>2</sup>以上となりますので補足ですが、申請の2筆は細長い形状で法面が多い農地です。ご審議よろしくをお願いします。</p>
15番	<p>申請番号1番についてです。図面の20ページをご覧ください。申請地は□□公民館の裏側になります。この場所は非常にはまるところであり、作っておられる方も前から作りにくいと言っておられます。申請地から100m位上に△△保育園があります。△△保育園では、職員駐車場がなくて苦勞しておられ、いいところを探しておられました。△△保育園の方と申請人は、親戚関係になります。そうしたこともありまして、申請地を埋め立てて△△保育園の駐車場にしたいということです。そして、若干の空きスペースがありますので、公民館の駐車場用地として自治会へも貸し出される計画です。農用地区域外の事前了承が出ましたので、今回申請されました。1,000 m<sup>2</sup>を超えますので私と〇〇委員で確認しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第54号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第54号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p data-bbox="252 174 335 201">議 長</p> <p data-bbox="252 320 335 349">事務局</p>	<p data-bbox="371 174 1449 253">次に、「議第55号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p data-bbox="371 320 1449 398">議案書44ページをご覧ください。「議第55号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p data-bbox="371 416 1449 831">申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は125㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟24㎡を建設されます。転用理由は、「既存の住宅は、子どもの成長により手狭となってきたので、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で土地代は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「JR△△駅が概ね500メートル以内にあるため、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p data-bbox="371 848 1449 1308">申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は93㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は車庫で、車庫1棟40㎡を建設されます。転用理由は、「現在、自宅敷地通路部分に駐車しているが、通行に支障があり、また家族も増えたため、申請地に車庫を建築したい」ということです。始末書が提出されておまして、「平成元年より貸駐車場、車庫として利用してきた」ということです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は無償で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p data-bbox="371 1326 1449 1695">申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は309㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟102.84㎡を建設されます。転用理由は、「家族が増え、現住宅が狭くなったため、申請地に個人住宅を建築する」ということです。土地代は10アール当たり30,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p data-bbox="371 1713 1449 2027">申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑とも、面積は150㎡のうち36㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画2台分を造成されます。転用理由は、「駐車場を整備したいが、自宅敷地内では車両の取り回しに不便なため、申請地を借り受け、駐車場を整備したい」ということです。農用地区域外で賃借料は無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
6 番	<p>申請番号2番の□□□□さんの案件についてです。図面37ページをご覧ください。△△△△さんがありますが、申請人と親戚です。平成元年に□□□□さんのお祖母さんと△△△△さんが話し合いで、畑が空いているということで埋め立てて貸駐車場にされました。そして、△△△△さんは□□□□さんから駐車を借りて車庫として利用おられました。〇〇〇〇さんは、□□□□さんの娘さんの旦那さんと同居しておられます。このたび帰ってこられて、申請地に車庫を建築しようとされたら無断転用で手続きがしてなかったということが解って、今回始末書付で申請されました。大変申し訳なかったとのことです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第55号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第55号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書47ページ「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は大東町16件、加茂町15件、木次町5件、三刀屋町22件、吉田町4件、掛合町2件の計64件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号6番、申請番号11番から申請番号12番、申請番号14番から申請番号15番、申請番号17番、申請番号20番、申請番号52番、申請番号61番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	最初に「議事参与の制限」に係る案件である申請番号6番、申請番号11番から申請番号12番、申請番号14番から申請番号15番、申請番号17番、申請番号20番、申請番号53番、申請番号62番を除く案件についてご審議をいただきます。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。大東町よりお願いします。
9 番	大東町ですが、申請番号6番、11番、12番、14番、15番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
15 番	加茂町ですが、申請番号17番、20番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24 番	木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
28 番	三刀屋町ですが、申請番号53番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
4 番	吉田町ですが、申請番号6 2 番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 番	掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第5 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6 番、申請番号1 1 番から申請番号1 2 番、申請番号1 4 番から申請番号1 5 番、申請番号1 7 番、申請番号2 0 番、申請番号5 3 番、申請番号6 2 番 を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第5 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6 番、申請番号1 1 番から申請番号1 2 番、申請番号1 4 番から申請番号1 5 番、申請番号1 7 番、申請番号2 0 番、申請番号5 3 番、申請番号6 2 番 を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	次に、議事参与の制限に係る申請番号6 番、申請番号1 4 番から申請番号1 5 番の案件についてのみ審議します。
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第1 0 条「議事参与の制限」により、2 2 番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>( 〇〇委員 退席)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>それでは、申請番号6番、申請番号14番から申請番号15番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表していただきます。</p>
9 番	<p>大東町ですが、申請番号6番、申請番号14番から申請番号15番の案件について、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番、申請番号14番から申請番号15番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番、申請番号14番から申請番号15番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>( 〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは、次に、次に、議事参与の制限に係る申請番号11番から申請番号12番の案件についてのみ審議します。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、8番〇〇委員にはご退席願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	( ○○委員 退席)
議 長	それでは、申請番号11番から申請番号12の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表していただきます。
9 番	大東町ですが、申請番号11番から申請番号12の案件について、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号11番から申請番号2番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号11番から申請番号12番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議 長	○○委員にはご着席願います。  ( ○○委員 着席)
議 長	それでは、次に、次に、議事参与の制限に係る申請番号17番、申請番号20番の案件についてのみ審議します。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、6番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>( 〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号17番、申請番号20番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町町より発表していただきます。</p>
21番	<p>加茂町ですが、申請番号17番、申請番号20番の案件について、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、申請番号20番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、申請番号20番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>( 〇〇委員 着席)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>それでは、次に、次に、議事参与の制限に係る申請番号53番の案件についてのみ審議します。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、17番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>( 〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号53番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表させていただきます。</p>
28番	<p>三刀屋町ですが、申請番号53番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号53番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号53番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	( ○○委員 着席)
議 長	それでは、次に、次に、議事参与の制限に係る申請番号62番の案件についてのみ審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、25番○○委員にはご退席願います。
	( ○○委員 退席)
議 長	それでは、申請番号62番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を吉田町より発表させていただきます。
4 番	吉田町ですが、申請番号62番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号62番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)  異議なしと認めます。 よって「議第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号62番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>( 〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他報告事項】</p> <p>(1) 平成27年度標準農作業料金について</p> <p>(2) 農地の賃借料情報提供について</p> <p>(3) 選挙人名簿登載申請結果について</p> <p>(4) 遊休農地の利用意向調査について</p> <p>(5) 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて</p> <p>(6) 雲南市農業委員会内規に関する申し合わせの改正について</p> <p>(7) 非農地通知について</p> <p>(8) 集合住宅の集落接続の取り扱いについて</p> <p>(9) 遊休農地の解消事例照会について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---